

# 静岡県消防救急広域化推進計画

—消防本部や通信指令業務の集中化に向けて—

平成 20 年 3 月 25 日

静 岡 県

# 目 次

I	市町村の消防救急の広域化の推進に関する基本的な事項	1
1	市町村の消防救急の広域化の必要性	
2	消防組織法における市町村の消防救急の広域化の基本的な考え方	
3	基本指針における市町村の消防救急の広域化の基本的な考え方	
II	市町村の消防の現況及び将来の見通し	3
1	県内消防本部の現況	
2	消防力の整備指針・消防水利の基準との比較	
3	消防需要の動向	
	(1) 消防の状況	
	(2) 救急の状況	
	(3) 救助の状況	
4	消防の将来の見通し	
	(1) 伊豆半島地域	
	(2) 東部地域	
	(3) 中部地域	
	(4) 志太榛原・中東遠地域	
	(5) 西部地域	
III	広域化対象市町村の組合せ	7
1	広域化に対する本県の基本的な考え方	
2	広域化の基本原則	
	(1) 消防の管轄区域を越えた生活圏の拡大	
	(2) 地域間格差の拡大	
	(3) 域際の地域の課題	
3	広域化への視点	
	(1) 管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部の解消に努める。	
	(2) 管轄人口「30 万人」に固執せず、枠組をできるだけ大きく捉える。	
	(3) 長期的展望のもとで、より高度な消防防災行政を展開できる枠組を多面的に検討する。	
	(4) 市町村が責務を担う「市町村消防の原則」を維持し、県と市町村の役割を明確にするとともに、市町村が相互に緊密な連携を図りながら消防力の強化を図る。	
4	広域化対象市町村	
5	広域化対象市町村の組合せ	
	(1) 広域化対象市町村の組合せの基本的な考え方	
	(2) 3 圏域体制とした理由	
	(3) 3 圏域体制の留意事項	

IV	市町村の消防救急の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	13
1	広域化対象市町村が行うべき事項	
(1)	「広域消防救急運営計画」の作成	
(2)	協議機関の設置等	
(3)	「広域消防救急運営計画」に掲げる事項	
(4)	広域化の方式の選択	
(5)	過疎に対する対策の検討	
2	広域化を推進するための県の体制整備等	
(1)	「静岡県消防救急広域化推進本部」の設置	
(2)	相談体制の整備	
(3)	広報及び普及啓発	
(4)	市町村への援助等	
3	広域化を推進するためのスケジュール	
V	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	17
1	広域化後の消防の体制整備	
2	構成市町村等間の関係	
3	広域化後の消防の体制整備のために考えられる方策	
VI	市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	19
1	消防団との連携の確保	
2	市町村の防災・国民保護担当部局との連携の確保	

\* 平成 20 年 6 月 26 日付けで、本計画の使用字句の一部を修正しました。

修正内容は、消防の広域化の中でも特に重要な業務である救急業務を全面に出すため、計画の名称を「静岡県消防救急広域化推進計画」とし、併せて「消防の広域化」等の字句を「消防救急の広域化」等に修正したものです。

# Ⅰ 市町村の消防救急の広域化の推進に関する基本的な事項

## 1 市町村の消防救急の広域化の必要性

災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、消防はそれを取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、市町村の消防救急の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効です。

具体的には、広域化によって、消防力の強化による住民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化といった次のような効果が期待されています。

- ①災害発生時における初動体制の強化
- ②統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

こうしたことから、これまでも市町村の消防救急の広域化に取り組んできたところですが、県内の約半数の消防本部が管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部であり、広域化が十分に進んだとは言えない状況にあります。

また、本県の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、数年以内に減少に転じ、さらに、年少人口と生産年齢人口の割合の低下、老年人口の割合の上昇が全国値を上回る速さで進むと予測されています。

このことは、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）の基準となる消防本部の管轄人口の減少とともに、高齢者の増加に伴う急病による救急出場の機会がさらに増加するという消防需給のギャップを示しています。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念されます。

このような状況にかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層市町村の消防救急の広域化を推進することが必要であると考えます。

## 2 消防組織法における市町村の消防救急の広域化の基本的な考え方

平成18年6月に一部改正された消防組織法では、市町村の消防救急の広域化に関し、次の事項について定めています。

- ①市町村の消防救急の広域化の理念及び定義
- ②消防庁長官による基本指針の策定
- ③都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④広域化対象市町村による広域消防救急運営計画の作成
- ⑤国の援助及び地方債の特別の配慮

今回の法改正による消防救急の広域化は、住民サービスの一層の向上を図るために、消防体制

を再整備し、消防の対応力を高めようとするものであります。

このため、消防救急の広域化に当たっては、現行の消防署所の数を減らさず、消防本部の総務部門や通信指令部門の統合・効率化によって生み出された人員を、災害対応要員の増員や、救急・予防・火災原因調査等の要員への専任化に人員を振り向けることとしています。

また、市町村の消防救急の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されています。

消防団は、通常他の職業を持ち、災害時において地域に密着した消防防災活動を実施するという特性上、消防救急の広域化の対象には含みません。消防団については、従来から「消防力の整備指針」第 37 条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くことを原則としているところであり、これが維持されます。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではありません。

市町村がより広い区域において大きな規模で消防事務を処理するという意味での消防救急の広域化には、市町村合併によるものと、市町村合併以外によるものがあります。市町村合併は、通常、消防救急の広域化を主目的として行われるものではなく、基礎的自治体である市町村のあり方そのものに関わる変更であり、消防救急の広域化はその結果として付随してくるものであります。消防組織法では、市町村合併以外による消防救急の広域化を推進することを目的としているため、市町村合併によるものは、本計画で定める消防救急の広域化には含みません。

### 3 基本指針における市町村の消防救急の広域化の基本的な考え方

平成 18 年 7 月に告示された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）では、市町村の消防救急の広域化に関し、次の事項について定めています。

- ①自主的な市町村の消防救急の広域化の推進に関する基本的な事項
- ②自主的な市町村の消防救急の広域化を推進する期間
- ③推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準
- ④広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑤市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

市町村の消防救急の広域化は、不断に取り組んでいかなければならない課題ですが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するため、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むべきであるという考えから、都道府県が「自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画」（以下「推進計画」という。）を策定する期限は、遅くとも平成 19 年度中、市町村の消防救急の広域化の実現の期限は、推進計画策定後 5 年度以内（平成 24 年度末まで）と定められています。

また、広域化の規模としては、一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいとしています。その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点からいえば、おおむね 30 万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるが、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部等の地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少等の人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要であると定められています。

## II 市町村の消防の現況及び将来の見通し

### 1 県内消防本部の現況

平成 20 年 1 月現在、消防本部は県内すべての市町村を管轄しており、13 市と 3 町（東伊豆町、清水町、長泉町）は単独で、11 市 14 町は一部事務組合（11 組合）で消防事務を実施しています。さらに、大井川町は焼津市へ、岡部町は藤枝市へとそれぞれ事務を委託しています。

人口規模別では、27 消防本部のうち、管轄人口 30 万人以上の消防本部は静岡市と浜松市で、管轄人口 10 万人未満の消防本部が 13 あります。

管轄人口が最も少ないのは、東伊豆町消防本部で 1 万 4 千人余、管轄面積が最も狭いのは、清水町消防本部で 8.84 km<sup>2</sup>です。

平成 18 年度の県内各消防本部の予算額は合計 538 億円で、人件費が 7 割近くを占めています。

人口一人当たり予算額が 2 万円を超える消防本部は、管轄人口 10 万人以上の消防本部ではありませんが、管轄人口 10 万人未満では 6 あります。

### 2 消防力の整備指針・消防水利の基準との比較

各市町村は、国の示す消防力の整備指針・消防水利の基準に基づき、消防施設及び設備の整備充実を図っています。

「消防力の整備指針」は、整備目標としての性格を有していますが、平成 18 年 4 月時点の消防職員数の充足率は 58.6%で、すべての消防本部が基準数を満たしていません。

消防組織の状況（消防署数・出張所数）は 93.2%で、ほとんどの消防本部で充足しています。

施設・設備面ではほとんどの消防本部で充足していますが、消防ポンプ自動車については、基準数を満たしていない消防本部が 18 あります。

消防水利（消火栓、防火水槽等）は、ほとんどの消防本部が基準数を満たしていません。

### 3 消防需要の動向

#### (1) 消防の状況

##### ① 火災種別出火件数

平成 18 年の出火件数は 1,475 件（1 日平均 4.0 件）で、前年と比較して 257 件（△14.8%）減少しました。

出火件数は、平成 15 年以降横ばいの状況にありましたが、平成 18 年は過去 30 年間で最も少なくなりました。

出火件数を火災種別で見ると、建物火災が 813 件と全体の 55.1%を占めています。

##### ② 死傷者数

平成 18 年の火災による死者数は 42 人（うち放火自殺者は 16 人）で、前年より 12 人（△22.2%）減少しました。

また、平成 18 年の火災による負傷者数は 220 人で、前年より 13 人（△5.6%）減少しました。

火災による死者数は、平成 16 年が 40 人と過去 10 年間では最も少なく、平成 18 年はそれに次ぐ少なさでした。

##### ③ 建物火災の放水開始平均時間

消防活動の指標のひとつとして、建物火災の放水開始平均時間があります。

平成 17 年と平成 18 年の加重平均による建物火災の放水開始平均時間は 9.0 分です。

## (2) 救急の状況

### ①救急出動件数及び搬送人員数

平成 18 年の救急出場件数は 136,510 件（1 日平均 374.0 件）で、前年と比較して 308 件（△0.3%）減少しました。

平成 18 年の搬送人員数は 130,924 人（1 日平均 358.7 人）で、前年と比較して 762 件（△0.6%）減少しました。

救急出動件数及び搬送人員数は、これまで増加傾向にありましたが、平成 18 年は減少しました。

### ②救急自動車の現場到着平均時間

救急活動の指標のひとつとして、救急自動車の現場到着平均時間があります。

平成 18 年の救急自動車の現場到着平均時間は 7.0 分で、前年と比較して 0.2 分長くなりました。

全国平均と比較すると、静岡県は 0.4 分長くなっています。

救急自動車の現場到着平均時間は、長くなる傾向にあります。

## (3) 救助の状況

### ①救助活動件数及び救助人員数

平成 18 年の救助活動件数は 1,444 件（1 日平均 4.0 件）で、前年と比較して 225 件（18.5%）増加しました。

平成 18 年の救助人員数は 1,056 人（1 日平均 2.9 人）で、前年と比較して 56 件（△5.0%）減少しました。

救助活動件数及び救助人員数は、これまで横ばいの状況にありましたが、火災対応の充実に伴い、平成 18 年は救助活動件数が増加し、救助人員数は減少しました。

### ②事故種別救助活動構成比

平成 18 年の救助活動件数を事故種別で見ると、最も多いのは交通事故の 527 件で、全体の 36.5%を占めています。

## 4 消防の将来の見通し

静岡県総合計画で定める 5 地域ごとの消防の将来見通しは、次のとおりです。

### (1) 伊豆半島地域

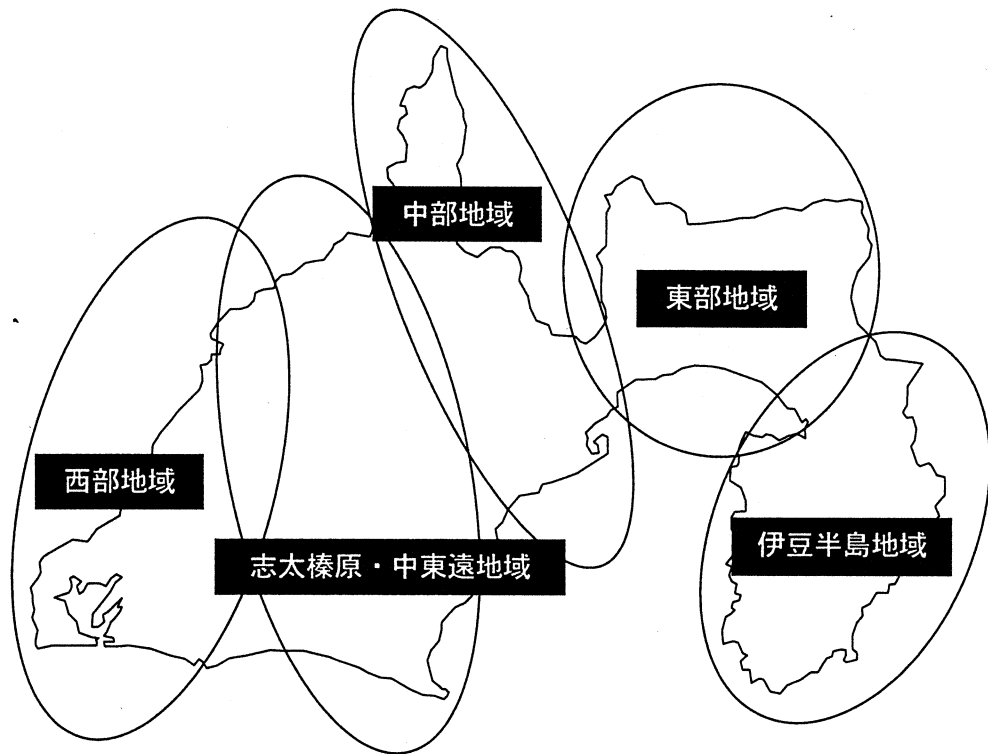
本地域の面積は、1,229 km<sup>2</sup>であり、そのうち森林面積は全体の 76%を占め、中でも伊豆南部では 80%を超えています。

首都圏に近接し、相模湾をのぞみ、背後に箱根・天城の山々が迫る熱海・伊東地域や狩野川流域に広がる平野部・山間部、相模湾と駿河湾に囲まれ、森林が全体に広がる半島南部地域などに分かれており、南部地域では過疎化と高齢化が進行しています。

本地域は、山地が海岸まで迫り急峻な地形の地域が多く、交通基盤の遅れなどにより他地域との交流にも制約があること等から、安全で快適な生活を営むことのできる環境の整備が求められており、特に南部地域の医療については、高度専門医療施設の不在や特定診療科目の不足への対策が課題となっています。

本地域では、平地の少ない地理的な制約がある中で、市町村合併の進展により消防本部の再編が行われましたが、田方消防本部の 12 万 5 千人余が最大の消防本部であり、南部地域には小規模な消防本部が多いことから、消防の財政基盤を強化し、安心・安全な地域づくりを進めるためにも、消防救急の広域化が課題となっています。

本地域の発展を図る上では、地域内の連携強化はもとより、東部地域を含めた消防救急の広域化が期待されています。



## (2) 東部地域

本地域の面積は、1,453km<sup>2</sup>であり、そのうち森林が59%と過半を占め、農地と宅地を合わせた面積が22%となっています。

本地域は、東京から約100kmに位置し、日本一の富士山を仰ぎ、長い海岸線を有する東駿河湾を前面に擁する地域で、沼津市・三島市等から裾野市・御殿場市等に至る都市圏と、富士市・富士宮市を中心とした都市圏があり、それぞれJR線の主要駅を中心とした市街地に商業、文化等の都市機能が都市の規模に応じて集積しています。

構成市町村である、沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び清水町は、地域的に結びつきが強く、この3市2町で、消防通信指令施設の共同運用を行い、実績をあげています。

こうしたことから、3市2町だけではなく、東部地域全体の人口・産業の集積規模にふさわしい高次都市機能の集積や地域間の連携・機能分担、消防組織の広域化が期待されています。

なお、富士市と富士川町は、平成20年11月1日を目標に市町村合併を目指しており、合併に伴い富士川町を管轄していた庵原地区消防組合消防本部は解散し、その後は富士市消防本部が管轄する見込みです。

## (3) 中部地域

本地域の面積は、1,412km<sup>2</sup>で、そのうち森林が76.1%と4分の3以上を占め、農地が8.2%、宅地が5.2%と平坦地の少ない地域です。

本地域は、行政や学術、文化、商業などにおいて、本県の中心地となっており、静岡市の中心市街地には、官庁街、オフィス街、商店街、飲食街などが形成されているほか、大学、専門学校等の高等教育機関や県立美術館、グランシップ、舞台芸術公園、草薙総合運動場などの文化・スポーツ・コンベンション施設が集積しています。

本地域では、本県の中央部における地域の将来発展や道路などの地域整備、産業振興、健康福祉など住民に身近な行政を効率的に展開する上からも、消防力の強化が期待されています。



なお、静岡市と由比町は、平成 20 年 11 月 1 日を目標に市町村合併を目指しており、合併に伴い由比町を管轄していた庵原地区消防組合消防本部は解散し、その後は静岡市消防防災局が管轄する見込みです。

#### (4) 志太榛原・中東遠地域

本地域の面積は 2,041 km<sup>2</sup>であり、そのうち森林が 54%、農地が 19%、宅地が 8.5%などとなっています。

本地域は、志太榛原地域と中東遠地域の 2 地域に分かれていますが、両地域とも茶を中心とした県内有数の農業地域であり、近年、企業の進出が進み、ものづくり産業の集積地域となっている点などに共通項があります。

今後、空港の周辺地域として、空港へのアクセス道路の整備が進み、両地域の交流基盤の充実が図られるとともに、両地域が連携して、より高度な産業集積など空港を生かした地域づくりを進めることにより、将来的には一体的な都市圏としての発展が期待されています。

本地域は、J R 東海道本線や国道沿いに中小都市が連続しており、これらの都市を中心に生活圏が形成され、商業、文化等の都市機能が都市の規模に応じて集積しているほか、大学等の高等教育機関の立地も見られますが、中山間地域では過疎化と高齢化が進行しています。

また、平成 21 年 3 月の空港の開港に向けて、地域内の連携と機能分担を図りながら、本県の新たな玄関口にふさわしい地域づくりを進めていくことが重要となっています。

本地域においても、市町村合併の進展により消防本部の再編が行われましたが、菊川市は合併により単独消防を組織することとなり、牧之原市は合併後も 2 つの消防本部が分掌していることから、消防の財政基盤を強化し、安心・安全な地域づくりを進めるためにも、消防救急の広域化が求められています。

なお、島田市と川根町は、平成 20 年 4 月 1 日を目標に市町村合併を目指しており、合併に伴い島田市、川根町及び川根本町を管轄していた島田市・北榛原地区衛生消防組合島田消防本部は解散し、その後は島田市消防本部となり川根本町の委託を受ける見込みです。

さらに、焼津市と大井川町は平成 20 年 11 月 1 日に、藤枝市と岡部町は平成 21 年 1 月 1 日に市町村合併を目指していますが、どちらも受託・委託の関係にあるため、焼津市消防防災局と藤枝市消防本部の管轄は変わらない見込みです。

#### (5) 西部地域

本地域の面積は、1,645 km<sup>2</sup>であり、そのうち森林面積が全体の 64%を占め、農地と宅地を合わせた面積が 19%となっています。

本地域は、北部は急峻な南アルプス西南部の山間地帯、その中央部には天竜川とその支流が遠州灘へと流れ、そこに形成された平野に地域の中心的都市部が形成され、その西には浜名湖が広がっています。

本地域は、J R 浜松駅周辺の浜松市の中心市街地に行政や学術、文化、商業などの都市機能が集積しており、その郊外には地区ごとに市街地が形成されています。日本有数の林業地帯である北遠地域では貴重な民俗芸能等の文化が数多く継承されていますが、過疎化と高齢化が進行しています。湖西市を中心とした浜名湖西岸地域は、鉄道駅を中心とした市街地が、隣接する愛知県豊橋市まで続いています。

本地域では平成 17 年 7 月に 12 市町村の合併により現在の浜松市となり、平成 19 年 4 月には政令指定都市への移行を果たしました。

今後は、浜松市が浜名湖西岸地域と相互に連携しながら、均衡ある消防力の発展を図っていくことが期待されています。

### Ⅲ 広域化対象市町村の組合せ

#### 1 広域化に対する本県の基本的な考え方

市町村の消防救急の広域化とは、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るために、「市町村消防の原則」を維持しつつ、一部事務組合等の制度を活用して、常備消防の規模を拡大することです。

本県における消防救急の広域化の目指すところは、①住民サービスの向上、②人員配備の効率化と充実、③消防体制の基盤の強化であります。

「基本指針」では、消防救急の広域化について、一定の期限を区切って広域化に取り組むべきであるという考えから、平成 19 年度中に「推進計画」を策定し、推進計画策定後 5 年度以内（平成 24 年度末まで）に広域化を実現すると定めており、この 5 年間で実現可能なあるべき姿として、より効果の高い複数圏域による組合せを示し、消防救急の広域化を推進していくことが適当であると考えます。

そして、広域化対象市町村の組合せの検討に当たっては、管轄面積の広狭、交通事情等の地理的条件や広域行政、地域の歴史等の地域の事情に対しても十分な考慮が必要ですが、広域化によって消防の対応力が高まり、消防力が強化される点が最も重要視されるべきです。

なお、将来的には、最もスケールメリットが働き、理想と思われる 1 県 1 消防本部（1 指令）を目指して、引続き検討していく必要があると考えます。

#### 2 広域化の基本原則

##### (1) 消防の管轄区域を越えた生活圏の拡大

交通網の発達やインターネット等の情報通信ネットワークの整備により、住民の生活圏は拡大し、ライフスタイルも変化しています。

一方、市町村合併により消防の管轄区域が広域化した地域もありますが、住民の生活圏が一体化しているにもかかわらず、依然として消防の管轄区域が変わっていない地域も存在しています。

住民に身近な行政サービスを提供する消防の管轄区域は、可能な限り住民の生活圏に一致させることが、住民にとっても利便性が高く、消防にとっても効率的だと考えられます。

そこで、消防の管轄区域についても、住民の生活圏の拡大に合わせて広域化させていくことが必要であると考えます。

##### (2) 地域間格差の拡大

消防については、消防組織法で「市町村消防の原則」が定められており、住民が安心・安全を実感できるようなサービスを、住民に近い自治体で、効率的・効果的に提供していくことが求められています。

しかしながら、本県には、管轄人口 80 万人を超える政令市消防本部から 1 万 4 千人余の小規模消防本部まであり、その人口規模や消防力が大きく異なるため、提供できるサービスの範囲や質に格差が生じています。

今後、さらに国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の見直しが進むと予想される中で、地域間競争で勝る地域では、税収の増加により、より充実したサービスを提供することが可能となる一方、劣る地域では、人口減少が加速し、サービスの格差がさらに拡大することが危惧されます。

そこで、管轄人口 10 万人未満のいわゆる小規模消防本部は、広域化により財政基盤の強化を

図る必要があると考えます。

### (3) 域際の地域の課題

たとえ、消防救急の広域化を生活圏に合わせて行ったとしても、域際の地域は出てきます。すなわち、広域化に伴い、提供するサービスの範囲と質に関して、「中心と周辺の問題」が発生しますが、それ以外にも、周辺と周辺のいわゆる域際の地域でどうするのかも課題となります。

このうち、平成 17 年 7 月に市町村合併が行われた浜松市のように、人口集中地域と過疎地域が統合した場合が、まさに「中心と周辺の問題」の典型例といえます。

「消防力の整備指針」では、市街地と準市街地とでは、設置する消防署所の数や配置する動力ポンプの数が異なっており（第 4 条～第 6 条）、それ以外の地域では地域の実情に応じて消防署所の設置や動力ポンプの配置を行うこととなっているなど（第 7 条）、消防需要に応じて、都市的な地域とそうでない地域とでは、あるべき消防力の程度に差があることが前提とされています。

したがって、配置されている消防力に差のある人口集中地域と過疎地域が統合する場合、統合によってこれらの消防力を同一水準にしなければならないわけではなく、「推進計画」で定めた管轄区域内において、地域の実情を勘案し消防力の整備を行っていけばよいと考えます。

## 3 広域化への視点

以上の広域化の基本原則を踏まえると、広域化対象市町村の組合せを考えていく上で、次の四つの視点が重要であると考えます。

### (1) 管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部の解消に努める。

小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分ではないといわれています。

これを克服するためには、市町村の消防救急の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効です。

本県には未だ管轄人口 10 万人未満の消防本部が約半数あることから、まず、従来から目標としていて実現できなかった、管轄人口 10 万人未満の消防本部の解消に努めることが必要であると考えます。

### (2) 管轄人口「30 万人」に固執せず、枠組をできるだけ大きく捉える。

広域化の規模について「基本指針」では、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点からいえば、おおむね 30 万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしています。

しかし、一般論としては、消防本部の規模が大きければ大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいとされており、国が示した「30 万人」という規模については、広域化の最低基準と考えます。

また、本県の高齢人口の割合が、全国値を上回る速さで上昇すると予測されていることをかんがみると、消防救急広域化によるメリットを最大限に活かすためにも、むしろ管轄人口「30 万人」に固執せず、枠組をできるだけ大きく捉えることが必要であると考えます。

### (3) 長期的展望のもとで、より高度な消防防災行政を展開できる枠組を多面的に検討する。

「基本指針」では、平成 19 年度中に推進計画を策定し、平成 20 年度を初年度とし、平成 24 年度末までを計画期間として、消防救急広域化を進めていくよう定めています。

一方、消防の通信手段である消防救急無線については、電波法関係審査基準において、平成 28 年 5 月 31 日までに現在の「アナログ方式」から「デジタル方式」に移行しなければならないと

定められています。

消防救急無線のデジタル化には、指令センター設備の整備など多額の費用を要しますが、各消防本部が単独で整備するよりも、広域化・共同化した方が費用の大幅な節減が見込まれます。

また、消防指令業務については、指令業務及び管制業務を共同で運用することで、消防指令センターを単独で設置した場合に比べ、消防力の効率的運用や費用の節減効果があることなど、住民サービスの向上や行財政上の効果について多くの有効性が認められます。

そこで、本計画では、広域化をめぐるこれら二つの流れを踏まえ、より高度な消防防災行政を展開できる枠組みを多面的に検討し、組合せを示すことが必要であると考えます。

**(4) 市町村が責務を担う「市町村消防の原則」を維持し、県と市町村の役割を明確にするとともに、市町村が相互に緊密な連携を図りながら消防力の強化を図る。**

消防については「市町村消防の原則」が徹底されており、消防組織法が改正され、消防救急の広域化に関する規定が定められた際にも、その原則は維持されています。

したがって、県内のすべての市町村（消防本部）をもって、県内を一つの組合せとして広域化を推進することも可能ですが、その場合であっても、あくまで市町村の責務により、住民が安心・安全を実感できるようなサービスを、効率的・効果的に提供していくことが求められています。

すなわち、消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的かつ重要なサービスであるため、市町村が不断に取り組んでいかなければならない課題であるとされています。

#### 4 広域化対象市町村

広域化対象市町村とは、県が推進する必要があると認める広域化の対象となる市町村のことです。

平成 20 年 1 月現在、消防本部は県内すべての市町村を管轄しており、人口規模別では、27 消防本部のうち、管轄人口 30 万人以上の消防本部は静岡市と浜松市の二つだけで、管轄人口 10 万人未満の消防本部が 13 あります。

現状では、静岡市と浜松市の周辺にも小規模な消防本部が存在しているため、県内の消防体制の整備及び確立を図るためには、県内すべての市町村（消防本部）を消防救急の広域化の対象とする必要があると考えます。

#### 5 広域化対象市町村の組合せ

##### (1) 広域化対象市町村の組合せの基本的な考え方

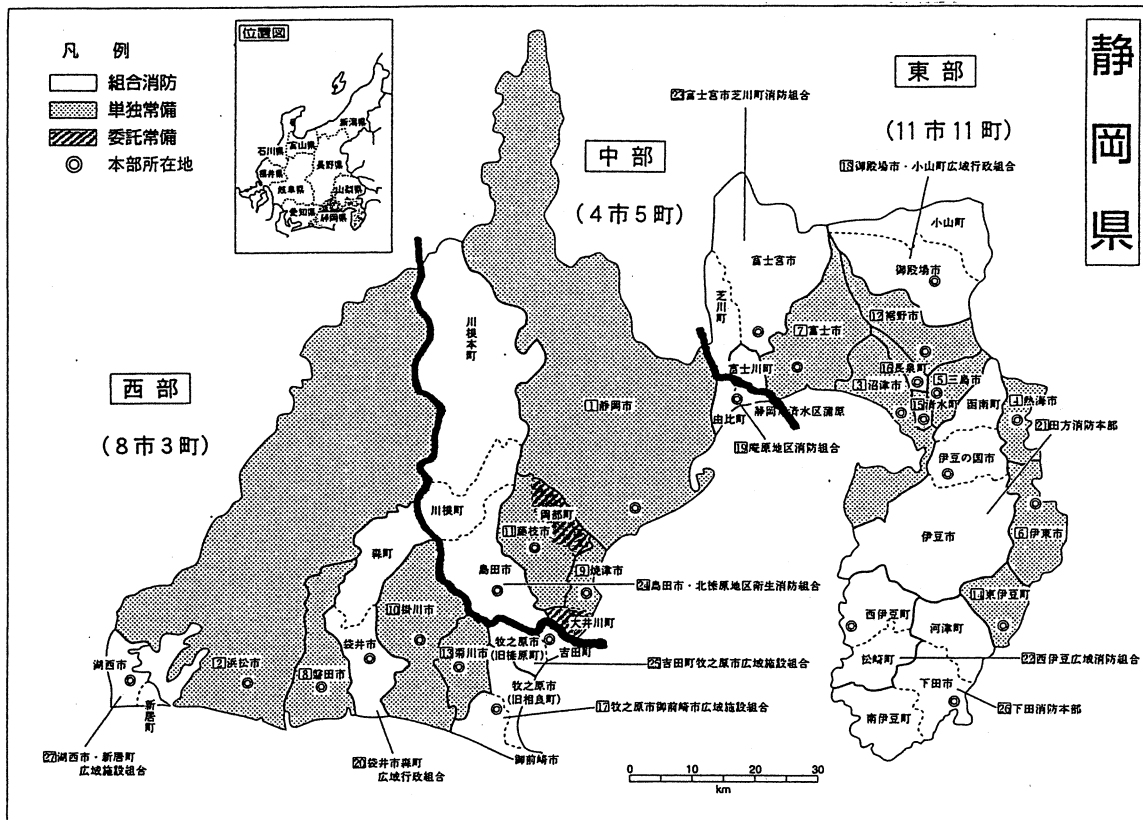
消防広域化検討委員会においては、その議論の端緒として、県内を 4 圏域（伊豆半島・東部、中部、志太榛原・中東遠、西部）に区分した「広域化検討開始案」に基づき検討を開始しました。

その検討過程において、今までの歴史の流れや生活圏、消防力の地域バランス等多面的に検討するに、「東・中・西」の 3 圏域に区分することが妥当であるという意見が出されました。

そこで、本県では、この 5 年間での実現可能なあるべき姿として、現行の消防本部の管轄区域を分割せず、均衡のとれた消防本部の規模で、できるだけ大きな枠組とするためには、次の組合せによる県内 3 圏域体制を推進したいと考えます。

ただし、本県における消防救急の広域化を 3 圏域と考えた場合、その実現のためには、静岡市、浜松市、両市の理解と協力が前提となります。

# 広域化対象市町村の組合せ



圏域名	広域化対象市町村名	平成 20 年 1 月人口	面積
東 部	下田市、南伊豆町、河津町、東伊豆町、西伊豆町、松崎町、伊東市、熱海市、函南町、伊豆の国市、伊豆市、沼津市、清水町、三島市、長泉町、裾野市、御殿場市、小山町、富士宮市、芝川町、富士市、 [←富士川町] 11 市 11 町	125 万人	2,682 km <sup>2</sup>
中 部	静岡市、[←由比町]、焼津市、[←大井川町]、藤枝市、[←岡部町]、島田市、[←川根町]、川根本町 4 市 5 町	112 万人	2,489 km <sup>2</sup>
西 部	吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、森町、磐田市、浜松市、湖西市、新居町 8 市 3 町	143 万人	2,544 km <sup>2</sup>

※ [ ] は、合併目標時期を平成 21 年 1 月 1 日までに設定している市町村

※人口、面積については、端数処理等のため、数字に誤差があります。

## (2) 3 圏域体制とした理由

### ①「核」の拡大による圏域形成

現在、県内には管轄人口 30 万人を超える政令市消防本部として静岡市、浜松市があり、それらの消防本部を「核」として広域化を進めることができ、組織整備、施設整備両面で効果的です。

また、東部地区においては、県東部 3 市 2 町消防通信指令施設共同運用を「核」として広域化を進めることができます。

消防救急の広域化に当たっては、現行の消防署所の数を減らさず、消防本部の総務部門や通信指令部門の統合・効率化によって生み出された人員を、災害対応要員の増員や、救急・予防・火災原因調査等の要員への専任化に人員を振り向けることとしていますが、「核」があることで、それが実現しやすい状況にあります。

### ②100 万人規模の実現

東部・中部・西部のどの圏域も、管轄人口は 112~143 万人で、消防力の点からも充実し、バランスがとれています。

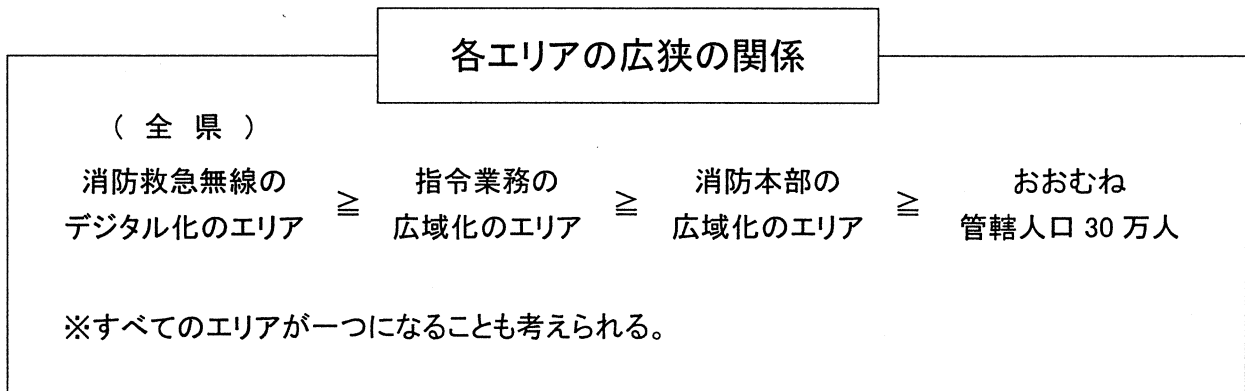
また、管轄人口や消防力の面から、3 圏域とも、いわゆる政令市消防本部並みの規模となることから、管轄区域内で発生するある程度大きな規模の災害や事故等への対応も可能となる上、緊急消防援助隊の応援、受援活動両面において十分に力を発揮できます。

さらに、東海地震のような大規模災害発生時の初動体制の構築など、県内の危機管理上の危険分散の観点からも有効です。

### ③消防救急無線及び指令業務の広域化・共同化への対応

消防指令業務は、消防の根幹的な業務であることから、消防救急の広域化が実現すれば、少なくともそのエリアで指令業務を一元化する必要があります。そのため、消防救急無線のデジタル化に当たっては、消防救急の広域化を踏まえた整備を進めることが求められています。

無線や指令業務の共同化については、整備費用や指令要員の集中化による費用面での効果が高く、この 3 圏域で 3 指令センターとした場合には、無線の広域化・共同化を図る上でも課題解決に取り組みやすく、大規模災害時のバックアップを含め、受信能力や処理能力の的確性への期待度が高くなります。



### ④医療体制への対応

今後の消防需要の動向を踏まえると、消火よりも、救急に対する需要の増加が見込まれます。

この点、救急救命について見ると、この 3 圏域は救急告示医療機関の数も均衡がとれているほか、医療計画ではこの圏域でほぼ同様の 3 次保健医療圏を形成しており、救急搬送の実態からもつながりが深く、また、広域化による圏域内の複数の病院情報等の把握が容易となり、急患にも早期対応が可能といえます。

### ⑤航空消防防災体制への対応

大規模災害や複雑多様化する各種災害、救急業務の高度化に対応し、県民の信頼と期待に応えるため、消防防災ヘリコプターによる航空消防防災体制の一層の充実を図る必要があります。

本県では現在、静岡県消防防災ヘリコプター2号機が「静岡県消防防災航空隊」として運航していますが、平成20年10月からは静岡市消防航空隊（仮称）が、また平成22年度の早い時期に浜松市消防航空隊（仮称）が運航開始を予定しており、近々県内はヘリコプター3機体制となります。

これにより、3機による相互補完体制を構築し、将来的には3圏域を3機体制によりカバーしていくことも期待されます。

#### (3) 3圏域体制の留意事項

県内3圏域体制とした場合、消防の管理者が消防責任を有するのは当該圏域内です。しかし、災害は圏域の境界付近に発生したり、複数圏域にわたって発生したり、あるいは1圏域内にとどまる災害でも、大規模なものや特殊な態様のものが発生したりします。このような様々な災害に対し、自らの消防力のみでは十分に防御し得ない場合や隣接する圏域の消防の方が迅速な対応が可能な場合などもあるため、圏域間の相互応援が必要となります。

## Ⅳ 市町村の消防救急の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

### 1 広域化対象市町村が行うべき事項

#### (1) 「広域消防救急運営計画」の作成

広域化対象市町村は、広域化に当たりそのメリットを十分に発揮するため、消防本部及び署所の配置、組織体制、職員の身分取扱い、通信指令システムの統合、財産及び債務の整理等、様々な調整事項を整理し、「広域化後の円滑な運営を確保するための計画」（以下「広域消防救急運営計画」という。）を作成することになっています。

#### (2) 協議機関の設置等

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的かつ重要なサービスであるため、その広域化は当該地域の住民に大きな影響を与えるものです。

そのため、広域化対象市町村が「広域消防救急運営計画」を定めるに当たっては、構成市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、コンセンサスの形成に努めることが重要です。その場合、地方自治法上の協議会とすることも有効と考えられます。

また、「広域消防救急運営計画」の策定に当たっては、現場の消防職員等に情報を開示し、その意見が反映されるようにすることも必要です。

#### (3) 「広域消防救急運営計画」に掲げる事項

平成 18 年 6 月に一部改正された消防組織法では、「広域消防救急運営計画」には、おおむね次の事項を定めるものとしています。

① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

② 消防本部の位置及び名称

③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

このうち、①は本計画のⅤを、③は同じくⅥを踏まえて検討されるべきであると考えます。

また、ここに掲げられたものは、特に重要と思われることの例示であるため、次の(4)、(5)の各項目についても「広域消防救急運営計画」で定めるべきであると考えます。

#### (4) 広域化の方式の選択

消防救急の広域化は、具体的には、一部事務組合若しくは広域連合又は事務委託により行われることとなります。

一部事務組合若しくは広域連合又は事務委託については、それぞれ次のような利点及び留意点があることから、広域化対象市町村においてこれらを十分に考慮した上で、最適な方式を選択し、「広域消防救急運営計画」に定めることが必要です。

##### ① 一部事務組合

一部事務組合とは、普通地方公共団体（都道府県、市町村）又は特別区が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合をいい、主に消防、ごみ処理、し尿処理、火葬場、病院など、市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用されています。

平成 19 年 4 月 1 日現在の消防の一部事務組合の設立状況は、302 組合（構成市町村数 1,049）となっており、一部事務組合によることが最も適する例として、消防本部及び消防署の事務の共同処理がよく挙げられます。

消防本部及び消防署の設置により、初期消火、特殊災害対策、予防行政の充実、救急業務の実



施等の効果が期待できますが、消防本部及び消防署の整備・維持管理には相当の経費を要するので、小規模市町村においては、これを単独で設けることは困難です。このため、消防庁が小規模市町村における消防の常備化を一部事務組合により積極的に推進してきたことなどから、昭和42年度以降、消防の一部事務組合が著しい増加傾向を示しました。

また、単独で消防本部及び消防署を設置できる市町村においても、一部事務組合により経費の効率化を図り、消防力を一層充実し、あるいは人事の停滞を改善することができます。

費用の分担については、多くの一部事務組合が人口割、世帯割（戸数割）、基準財政需要額割で行っていますが、均等割、面積割等を加味しているところもあります。

一部事務組合で処理する事務の範囲は、消防事務のすべてでも良いし、その一部であっても良いとされています。現在、消防事務全部を処理するものは少なく、消防団の事務を除く消防事務（大半は消防本部及び消防署の事務）を処理するものが多くなっています。また、一定地域の消防事務を一部事務組合で処理することも可能です。

## ②広域連合

広域連合とは、一部事務組合と同様、地方公共団体の組合の一類型であり、普通地方公共団体又は特別区が、その事務で広域的に処理することが適当であると認められるものを総合的かつ計画的に処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合のことをいいます。

広域連合と一部事務組合とでは、次の点において異なっており、それが広域連合の特徴でもあります。

○広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できる。

・広域連合は、構成団体がそれぞれ異なる事務を広域連合で処理する場合も設けることができるが、一部事務組合は、原則として同種の事務を共同処理するために設けられる。

○権限移譲の受け皿となることができる。

・広域連合は、国又は都道府県から直接に権限又は事務の移譲を受けることができるが、（地方自治法第291条の2）、一部事務組合はできない。

○広域的な調整が行いやすい。

・広域連合では、広域計画を作成しなければならない（地方自治法第291条の7）。この広域計画には、広域連合の処理する事務ばかりでなく、これに関連する構成団体の事務についても盛り込むことができる。

・広域連合は、構成団体に対し規約の変更を要請することができるが（地方自治法第291条の3第7項）、一部事務組合にはこのような規定はない。

○より民主的な仕組みを採用している。

・広域連合の議会の議員及び長の選挙方法は、直接選挙又は間接選挙に限定されるが（地方自治法第291条の5）、一部事務組合には限定がなく、いわゆる充て職が認められる。

### 《広域連合の選挙方法》

※議会の議員の選挙：広域連合の規約で定めるところにより、選挙人の投票又は構成団体の議会において選挙

※長の選挙：広域連合の規約で定めるところにより、選挙人の投票又は構成団体の長が選挙

・広域連合に対しては直接請求を行うことができるが（地方自治法第291条の6）、一部事務組合については、法律に特段の規定はない。

なお、消防の広域連合の数は、平成19年4月1日現在、18（構成市町村数99）となっています。

### ③事務委託

事務委託は、普通地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定め、事務の一部の管理、執行を他の普通地方公共団体に委託することをいいます（地方自治法第252条の14第1項）。

委託された事務の管理執行は、もっぱら委託を受けた普通地方公共団体によって行われ、委託をした普通地方公共団体は、当該事務について管理執行権限を失います。

委託する事務の範囲は、消防事務のすべてでも良いし、その一部であっても構いません。たとえば、救急業務のみを委託するといった、消防事務のうち一定業務の委託も可能であるし、一定地域の消防事務の委託といったことも可能です。

平成19年4月1日現在、130市町村が60市及び1組合に事務を委託しているほか、134市町村が救急業務を委託しています。

なお、受託に要する経費は、委託する市町村の負担となります。

### (5) 過疎に対する対策の検討

消防は、もともと常備消防と消防団とで組織された体制です。このうち、消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために重要な役割を果たしています。ところが、社会環境の変化を受け、消防団は、消防団員数の減少、被雇用者化、高齢化が進んでいます。

これらの問題が顕著に現れているのが、過疎化している農山村です。過疎化している農山村の消防体制のあり方については、県内3圏域すべてに共通する課題です。安倍6か村の合併を通じて、これまで静岡市が取り組んできた先進事例等を参考として、各圏域間で情報交換することが有効です。

また、消防救急の広域化は、現行の消防署所の数を減らさず、消防本部の総務部門や通信指令部門の統合・効率化によって生み出された人員を、災害対応要員の増員や、救急・予防・火災原因調査等の要員への専任化に人員を振り向けることを目的としていますが、中山間地域の不十分な消防力の強化のために充てることも求められます。

今回の広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではないため、この計画では、消防団そのものの課題については深く掘り下げませんが、広域化対象市町村が「広域消防救急運営計画」を定めるに当たっては、各地域の消防力について、消防団を含めた地域住民の消防への関わり、それと常備消防とがどう連携し、地域消防力を強化するのかといった視点での検討もすべきであると考えます。

## 2 広域化を推進するための県の体制整備等

本計画に基づく消防救急広域化の推進のため、本県においては次の取組を行います。

### (1) 「静岡県消防救急広域化推進本部」の設置

庁内に知事を本部長とする「静岡県消防救急広域化推進本部」を設置し、広域化対象市町村の消防救急広域化を推進します。

### (2) 相談体制の整備

消防救急広域化に当たって生じる課題について、広域化対象市町村の行政及び消防関係者からの個別具体の相談に応じます。

また、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項に基づき、市町村相互間における必要な調整を行います。

### (3) 広報及び普及啓発

本県の広報活動の活用や消防救急広域化に関するホームページ開設により、消防救急広域化の

必要性やメリットについて、広く県民及び関係者への情報提供や普及啓発活動を行います。

また、必要に応じてタウンミーティング等への職員派遣を実施します。

#### (4) 市町村への援助等

国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要望していきます。

### 3 広域化を推進するためのスケジュール

本県では「基本指針」に沿い、平成 20 年 3 月に「推進計画」を策定し、平成 20 年度を初年度とし、平成 24 年度末までを計画期間として、消防救急広域化を進めていきます。

また、消防救急の広域化と消防救急無線のデジタル化が二重投資とならないよう、広域化対象市町村と調整を図っていきます。

なお、本計画策定後、実際に広域化の協議が各地域において行われる中で、諸般の情勢の変化により、当初、本計画で定めた組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくることもあり得ます。その場合、当該組合せによる広域化が「基本指針」の趣旨に合致するときは、消防組織法第 33 条第 3 項に基づき、あらかじめ関係市町村の意見を聴き、適時適切に本計画を変更します。

#### 消防救急の広域化等のスケジュール

年 度	消防救急の広域化	消防救急無線のデジタル化 ※
平成 19 年度	県による「消防救急広域化推進計画」の策定	指令業務の共同運用エリアの決定
平成 20 年度	広域化対象市町村による「広域消防救急運営計画」の作成	整備・運営体制の設立 基本設計費用の予算措置の調整 基本設計に向けた詳細検討
平成 21 年度	↓	基本設計（全消防本部共同） 実施内容、費用分担・予算措置、地方財政措置活用等の調整
平成 22 年度		地方財政措置に係る手続き 実施設計
平成 23 年度		工事・試験・運用開始
平成 24 年度	消防救急広域化の実現（年度末）	↓
平成 25 年度		
平成 26 年度		
平成 27 年度		
平成 28 年度		本格運用開始（5 月 31 日 150MHz 帯周波数使用期限）

※ 消防救急無線のデジタル化のスケジュールは、平成 18 年度に策定した「静岡県消防救急無線の広域化・共同化整備計画」に基づくものです。

消防救急無線のデジタル化に当たっては、平成 28 年 5 月 31 日までの本格運用を目指し、消防救急の広域化との二重投資とならないよう、必要に応じて整備スケジュールの調整・変更等を行うこともあります。

## V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の消防の体制整備

消防救急の広域化が行われても、これに対する出動体制等が十分整備されない結果、部隊運用等が依然として広域化前のレベルにとどまり、広域化の効果が十分に発揮できないといった状況が生じないようにする必要があります。

そこで、広域化後の消防においては、消防署所の配置を見直して、その充実に努めるとともに、一元的な組織体制、職員管理、指令業務体制等が行われることが重要です。

また、消防本部と消防署間の連絡・調整や管理・指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、消防本部の内部組織として、「消防方面本部」を設置し運用することも有効であると考えます。

さらに、広域化に伴い、一つの消防本部が管轄する面積が広大となった場合、住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長が所掌する事務とすることも重要であると考えます。

### 2 構成市町村等間の関係

消防救急の広域化は、一部事務組合若しくは広域連合又は事務委託により行われることから、広域化が進展すると、消防本部と市町村との関係が希薄になる可能性があります。

そこで、広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に、特に意を用いる必要があります。

### 3 広域化後の消防の体制整備のために考えられる方策

一部事務組合若しくは広域連合又は事務委託については、それぞれ次のような広域化への課題があることから、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、一部事務組合若しくは広域連合又は事務委託の規約、規程等において定めることが必要です。

	組合方式		委託方式
	一部事務組合	広域連合	事務委託
法的根拠	地方自治法第 284 条第 2 項	地方自治法第 284 条第 3 項	地方自治法第 252 条の 14
特 色	<ul style="list-style-type: none"> <li>①構成市町村が基本的に同じ立場で組合運営に参画できる。</li> <li>②組合そのものを運営するための部署が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一部事務組合の特色に加え、国、県から権限移譲を受けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務権限の所在が明確となる。</li> </ul>
広域化への課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>①構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係るルールづくり</li> <li>②市町村消防職員等から、組合消防職員への身分切替え</li> <li>③整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画の策定</li> <li>④部隊運用、司令管制等に関する取決め</li> <li>⑤構成市町村の長（防災・国民保護担当部局）及び消防団長（消防団）との相互連絡、情報共有</li> <li>⑥構成市町村間の迅速な意見調整のための仕組み</li> </ul>	同 左	<ul style="list-style-type: none"> <li>①委託料に係るルールづくり</li> <li>②受託市町村における消防職員の確保</li> <li>③委託市町村の長（防災・国民保護担当部局）及び消防団長（消防団）との相互連絡、情報共有</li> </ul>

## VI 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する消防救急の広域化の対象とされておらず、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、従来どおり、「消防力の整備指針」に基づき、一市町村に一団を置くこととなります。

ところが、消防救急の広域化は、組合又は事務委託による方式を用いて行われるため、広域化が進展すると、消防本部と構成市町村等の消防団との関係が希薄になる恐れがあります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の消防団との緊密な連携の確保を図る必要があります。

具体的には、次のような方策が考えられます。

- ①常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ②平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

### 2 市町村の防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町村の防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるため、消防事務とは密接な関係を持っています。

一方、その業務は、市町村内の関係部局・関係機関が多岐にわたるため、市町村全体を総合的に調整できる部局（例えば総務部）で行われることが多くなっています。他方、消防救急の広域化は、組合又は事務委託による方式を用いて行われるため、広域化が進展すると、消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との関係が希薄になる恐れがあります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図る必要があります。

具体的には、次のような方策が考えられます。

- ①夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ②各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

